

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◇香川県いじめ問題再調査委員会条例（平成26年香川県条例第42号）

- 1 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）が施行され、県立学校又は私立学校からいじめによる重大事態が発生した旨の報告を受けた知事は、当該報告に係る重大事態への対処等のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、学校の設置者等が行った当該重大事態に係る調査の結果について再調査を行うことができることとされたことから、当該再調査を行うための附属機関を設置するため、この条例を制定することとした。
- 2 公布の日から施行することとした。

### ◇香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第43号）

- 1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の一部が改正され、同法に基づく単一の知事の認可を受けることにより学校及び児童福祉施設としての位置付けを持つ幼保連携型認定こども園が創設されたことに伴い、関係条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。ただし、一部の規定は、公布の日から施行することとした。

### ◇香川県駐車場条例の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第44号）

- 1 高松空港の利用者の利便に資するよう高松空港県営駐車場を設置し、当該駐車場の使用料を定めるため、所要の改正を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。

### ◇香川県使用料、手数料条例等の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第45号）

- 1 薬事法（昭和35年法律第145号）の一部が改正され、同法の題名が「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改められたこと等に伴い、関係条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 平成26年11月25日から施行することとした。

### ◇香川県都市公園条例の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第46号）

- 1 栗林公園商工奨励館の改修に伴い、同館の使用料等について所要の改正を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。

### ◇香川県スポーツ施設条例の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第47号）

- 1 香川県立体育館を廃止することに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

### ◇香川県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第48号）

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部が施行され、地方公共団体の機関が全項目評価書を作成して実施する特定個人情報保護評価においては、当該全項目評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人情報の保護に関する学識経

験のある者を含む者で構成される合議制の機関等の意見を聴くものとされたことから、香川県個人情報保護審議会を当該合議制の機関とする等のため、所要の改正を行うこととした。

2 公布の日から施行することとした。

◇政治倫理の確立のための香川県知事の資産等の公開に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第49号）

1 県政等に関する情報公開の一層の推進を図ることを目的として、知事の資産等報告書等の閲覧を請求する権利、行政文書の公開を請求する権利及び特定歴史公文書等の利用を請求する権利を有するものの範囲を拡大する等のため、関係条例について所要の改正を行うこととした。

2 公布の日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成27年4月1日から施行することとした。

◇警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第50号）

1 県内における事件・事故に的確に対応し更なる警察機能の強化を図るため、香川県丸亀警察署と香川県善通寺警察署を統合し、新たに警察署を設置することに伴い、所要の改正を行うこととした。

2 平成27年4月1日から施行することとした。

◇香川県議会の議員の資産等の公開に関する条例及び香川県議会情報公開条例の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第51号）

1 県議会の諸活動に関する情報公開の一層の推進を図ることを目的として、県議会の議員の資産等報告書等の閲覧を請求する権利及び公文書の公開を請求する権利を有するものの範囲を拡大する等のため、関係条例について所要の改正を行うこととした。

2 公布の日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成27年4月1日から施行することとした。